

京都市上下水道企業管理規程第15号

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水洗便所築造工事資金貸付規程等の一部を改正する規程  
(京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部改正)

第1条 京都市水洗便所築造工事資金貸付規程の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定めることを」を「必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを」に改める。

第2条第1項各号列記部分以外の部分中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項第1号本文中「附属する」を「付属する」に改める。

第5条第1項本文中「貸付けた」を「貸し付けた」に改め、同項ただし書中「繰上げ償還」を「繰上償還」に改め、同条第3項本文中「納付」を「納入」に改める。

第8条中「貸付ける」を「貸し付ける」に、「水洗便所築造工事資金貸付承認通知書」を「水洗便所築造工事資金貸付承認通知書」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

様式第1号中「京都市上下水道事業管理者」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に改め、「殿」を削る。

様式第2号中「殿」を「様」に、「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「貸付ける」を「貸し付ける」に、「しゅん工」を「し

ゆん工」に改める。

様式第3号中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「おくれた」を「遅れた」に改める。

様式第4号中「いたします」を「します」に、「京都市上下水道事業管理者」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に改め、「殿」を削る。

様式第4号別紙中「おくれた」を「遅れた」に改める。

(京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部改正)

第2条 京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定めることを」を「必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを」に改める。

第2条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、同項第1号中「もの」を「者」に改め、同項第2号中「官公署及び会社その他の法人」を「国、地方公共団体及び法人」に改める。

第4条第1項中「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、同条第2項中「ととのってから」を「整ってから」に改める。

様式第1号中「京都市上下水道事業管理者 殿」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に改める。

様式第2号中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「決定いたしました」を「決定しました」に、「御通知いたします」を「通知します」に改める。

(私道内下水道整備に関する規程の一部改正)

第3条 私道内下水道整備に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条中「必要な事項を定めることを」を「必要な事項を定めることにより、私道内下水道整備を促進することを」に改める。

第4条第1項本文中「下水道管」を「下水道管」に改め、同条第2項中「京都市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、同条第3項中「公共下水道」を「公共下水道」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

第9条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第10条第4項中「準ずる」を「準じる」に改める。

第11条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第12条第2項後段中「納付」を「納入」に改める。

第14条第1項本文中「直ちに引き渡す」を「直ちに引き渡すものとする」に改め、同項ただし書中「納付額」を「納入額」に、「に不足のある場合は」を「が不足しているとき」に、「入金」を「納入」に改め、同条第2項中「帰属する」を「帰属させる」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日施行する。

(上下水道局総務部総務課)